

改正概要

令和3年1月25日
横浜市環境創造局経理経営課

横浜市下水道条例施行規則の一部改正及び 下水道使用料の減免に関する要綱の制定について

横浜市下水道条例施行規則（以下、「規則」という。）の一部を改正し、下水道使用料に係る減免に関する規定を見直します。

また、あわせて、下水道使用料の減免に関する要綱（以下、「要綱」という。）を制定します。

【概要】

規則第32条第3項において、減免を受けようとする者に対し、下水道使用料減免申請書の提出を求めています。市長がその必要がないと認めた場合は、当該申請書の提出を不要とする旨の規定を追加します。

また、あわせて、要綱にて、「市長がその必要がないと認めた場合」とは、「天災地変その他これに類する事情により、市長が特に減免の必要があると認めた場合」とする旨を規定します。

お問合せ先

（※電話によるご意見の受付及び回答は致しませんので、あらかじめご了承ください）

経理経営課下水道使用料担当

TEL045-671-2826